

**茨木市中小企業振興資金融資のご案内**  
**(大阪府市町村連携型中小企業融資制度)**  
**【略称:市町村連携】**

茨木市では、市内中小企業に対して大阪信用保証協会の保証をつけて金融機関から事業に必要な資金を借入れできるよう、あっせんしております。  
ご相談・申込みは、ご本人でお越し下さい。

**1. 申込資格**

下記①～④のいずれにも該当する方

- ① 茨木市内において、同一業種を保証申込日以前1年以上継続して営んでいること。
- ② 常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業（娯楽業・宿泊業を除く）は5人）以下であること。
- ③ 当該事業に係る市民税の所得割（法人の場合は法人税割）について、保証申込日以前1年間において納期が到来した税額を完納していること。  
（税額が「0」の方、均等割のみの方又は未納がある方は利用できません。）
- ④ 当融資を含む他の信用保証付き融資を利用していないこと。

※なお、上記の申込資格を備えても、この制度をご利用いただけない場合があります。

【この制度をご利用いただけない主な例】

- (1) 農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗営業、宗教法人、学校法人、非営利団体などの場合
- (2) 許認可・登録等を必要とする事業で、当該許認可・登録等を受けていない場合
- (3) 金融機関と取引停止中の場合
- (4) 振出しに係る手形、小切手が第1回不渡りとなった後6か月を経過していない場合
- (5) 信用保証協会が行った代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合
- (6) 融資対象設備を茨木市以外に設置する場合

**2. 資金使途**

茨木市内の事業所への運転資金又は設備資金。ただし、転貸資金は認めません。

**3. 融資限度額**

一事業者について 1, 250万円
-------------------

#### 4. 融資条件

資金使途	融資金額	融資期間	貸付利率 (固定)	返済方法	信用保証料
運転資金	600万円以内	5年以内	5年以内 年0.9%	毎月元金均等分割返済 (1年を超える場合は、据え置き6ヶ月以内)	信用保証協会の定める料率
設備資金	600万円超 1,250万円以内	7年以内	5年超7年以内 年1.0%		

#### 5. 連帯保証人 次のとおり必要です。(注-3)

	個人	法人	組合
連帯保証人	原則として、不要	原則として、 法人代表者のみ必要	原則として、 代表理事のみ必要

(注-3) 実質的な経営権を持つ方は、連帯保証人になっていただきます。

次の方は、個々の実情に応じて連帯保証人を必要とする場合があります。

- ・ 事業承継予定者
- ・ 同一事業に従事している配偶者
- ・ 営業許可名義人
- ・ 組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）等

#### 6. 担保 原則、不要

#### 7. 貸付種別 証書貸付

#### 8. 信用保証料補助

融資金額が600万円以下の信用保証料に対しては、その保証料の100%を市が補助します。

\* 信用保証料納付後、金融機関の貸付日より3か月以内に補助金交付申請書の提出が必要です。

【補助金交付申請書提出時の必要書類】

- |   |
|---|
| ①融資申込書(写)<br>②返済予定表(写)(金融機関で融資手続完了後送付)<br>③保証決定のお知らせ(写)(金融機関からの交付)<br>④市税の完納証明書<br>(申請用紙は商工労政課。申請時には申請者の身分証明、手数料が必要)<br>⑤振込先の確認できるもの(通帳等)<br>⑥印鑑(法人の場合:法人の実印) |
|---|

#### 9. 取扱金融機関

関西みらい銀行茨木中央支店 京都銀行茨木支店 池田泉州銀行小野原支店 北おおさか信用金庫本店営業部 北おおさか信用金庫茨木東支店 尼崎信用金庫摂津支店 京都信用金庫茨木支店	関西みらい銀行茨木支店 池田泉州銀行彩都支店 池田泉州銀行富田支店 北おおさか信用金庫茨木支店 尼崎信用金庫南茨木支店 大阪信用金庫茨木支店 徳島大正銀行総持寺支店
--	--

## 10. 融資申込に必要な書類

なお、提出された融資申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください。

添付書類		
(1)	大阪府中小企業向け融資申込書兼信用保証委託申込書 信用保証委託契約書（令和3年7月1日保証申込分より、貸付実行時に作成のうえ提出）（注-4） 申込人（企業）概要 資産・負債および収入・支出 保証人等明細	1
(2)	同意書（注-5） ・ 個人情報の取扱いに関する同意書（市用） ・ 個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用） ・ 個人情報の提供に関する同意書（金融機関用）	各1
(3)	印鑑証明書（注-6） 申込人	1
	連帯保証人（法人代表者）等（注-5）	(1)
(4)	納税証明書（注-7）	1
(5)	法人の場合 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（注-6）	2
	決算書及び附属明細書（写） * 決算を2期以上している場合は、直近2期分 * 電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付	2
	税務署受付印のある確定申告書（写）【別紙1, 4, 5など】 * 決算を2期以上している場合は、直近2期分 * 電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付	2
(6)	個人の場合：税務署受付印のある確定申告書（写） * 2期以上している場合は、直近2期分 * 電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付	2
(7)	事業計画書（計画内容が確認できる場合は他の計画書の準用可）	1
(8)	担保物件が不動産の場合、不動産登記簿謄本（注-6）	—
(9)	担保物件が有価証券等の場合、帳簿価格及び時価を記載した説明書	—
(10)	残高試算表（決算期から6ヶ月以上経過している場合）	該当 する もの
(11)	設備資金の場合、契約書（写）、見積書（写）等	
(12)	営業に際して必要となる許認可・届出書等の写し（必要業種）	
(13)	申込人（法人にあたっては代表者）の住民票抄本（前住所が確認できるもの）（写し可）（注-6）	各1通
(14)	申込人（法人にあたっては代表者）及び連帯保証人が外国人の場合在留資格及び在留期間が確認できる住民票抄本または在留カードもしくは特別永住者証明書のいずれかの写し	
(15)	合名会社の場合、保証付借入についての全社員の同意書	
(16)	組合・医療法人の場合、借入についての理事会議事録	
(17)	小規模サポート資金申込に係る融資残高申告書	
(18)	新規事業資金の場合、新規事業計画書	
(19)	その他、必要と認められる書類	

（注-4）運転資金・設備資金を同時に申し込まれる場合、融資期間又は据置期間が異なるときは、信用保証委託契約書は2通必要です。なお、信用保証委託契約書は申込人、連帯保証人が必ず自署捺印してください。

（注-5）申込人以外の方が担保を提供する場合は、担保提供者の個人情報の取扱いに関する同意書及び印鑑証明が必要です。

（注-6）証明書等については、発行後3ヶ月以内のものがが必要です。

(注-7) 申込みの際は、次の納税証明書が必要です。

市・府民税（特別徴収以外で所得割のあるもの、法人の場合は法人税割）の完納を証するもの。

\* 融資申込みの日以前1年間において納期が到来した税額があるものであって、かつ当該税額を完納していること。

\* 市・府民税で地方税法の規定による障害者控除額又は寡婦（夫）控除額を控除されたことにより、所得割の税額がなくなった場合は、均等割の完納証明で所得割のあるものとして取り扱うものとします。

## 11. 受付場所

茨木市商工労政課総務係

電話 (622) 8121 内線2331

直通 (620) 1620

FAX (627) 0289

## 融資対象業種

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 1 製造業（物品の加工修理業、情報処理サービス業、ソフトウェア業を含む） | 11 印刷業  |
| 2 鉱業                                 | 12 出版業  |
| 3 土石採取業                              | 13 飲食店業   |
| 4 木材伐出業                              | 14 保険媒介代理業  |
| 5 建設業                                | 15 サービス業<br>（サービス業のうち、融資対象とならない種もありますので窓口でご相談ください。） |
| 6 物品販売業（動植物、その他普通に物品とはいわないものの販売業を含む） | 16 郵便業  |
| 7 不動産業                               | 17 電気通信業  |
| 8 運送業                                | 18 電気・ガス・熱供給・水道業                                    |
| 9 通運業                                |   |
| 10 倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む）         |   |

（備考）特に定める場合を除くほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業、原則として風俗営業及び特定遊興飲食店営業に該当する事業を営むものを除く。

注 融資を申込まれる方は、次の点をよく考えて申込んでください。

- ア 資金の用途を明確にする
- イ 返済計画をはっきりさせる。
- ウ 資金繰り表を作っておく。
- エ むりのない借入れ計画をたてる。
- オ 事業の内容を記帳しておく。

\* 融資の申込み手続きは、必ずご自身でお申込みください。手数料などは、一切必要ありません。

案内書について不明なところは、窓口でお気軽におたずねください。

\* この融資について、あっせんなどといって手数料、謝礼金などを要求するものがあるようですが、料金はいっさい必要ありませんのでご注意ください。